

## 印西市工事等業者選定基準

(目的)

第1条 市が発注する工事等（工事若しくは製造の請負、調査、測量、設計等の業務委託、工事用材料若しくは物品の購入その他）の指名競争入札に係る指名業者の選定に関することについては、この基準の定めるところによるものとする。

(等級別発注基準)

第2条 工事の種類別及び等級別の発注基準については、別表1に掲げる等級に格付けされた者の中から行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工上必要があるときは前項に定めた等級のそれぞれ直近上位若しくは下位のものまでを指名することができるものとする。ただし、一の工事について、直近上位及び直近下位の者を同時に指名することはできないものとする。

3 前項の場合において、直近下位の者を指名する場合の発注基準の上限の額は、別表2に掲げるとおりとする。

(発注基準の特例)

第3条 次の各号に掲げる工事については、前条第2項の規定にかかわらず、当該等級の2等級上位に格付けされている者までを指名することができるものとする。

- (1) 災害及びこれに類する理由により緊急に要する工事
- (2) 特殊な機械及び技術を要する工事
- (3) 主として請負った工事と密接不可分の関係にある工事

(指名の制限)

第4条 工事等の発注金額が、指名しようとする者の当該工事の発注工種に係る年間平均完成工事高を超える場合は、当該指名をしようとする者を指名することはできない。ただし、当該工事等について履行能力があると認められるものは、この限りでない。

(業者数)

第5条 指名競争入札の指名業者数及び随意契約における見積書徴集業者数については、別表第3によるものとし、競争入札参加資格者名簿により選定するものとする。ただし、事業内容等により難しいときは、この限りでない。

(指名業者選定にあたっての留意事項)

第6条 指名業者の選定にあたっては、次に掲げる事項に留意すると共に、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案して行うものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事等の成績
- (4) 当該工事等に対する地理的条件
- (5) 市が発注している手持ち工事等の状況
- (6) 当該工事等の技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況

附 則

この基準は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第1項）

等級	工事の種類及び発注金額			
	土木工事一式	建築工事一式	舗装工事	設備その他工事
A	1億円以上	1.5億円以上	1億円以上	2,500万円以上
B	5,000万円以上 1億円未満	5,000万円以上 1.5億円未満	5,000万円以上 1億円未満	1,000万円以上 2,500万円未満
C	5,000万円未満	5,000万円未満	5,000万円未満	1,000万円未満

別表第2（第2条第3項）

	土木工事一式	建築工事一式	舗装工事	設備その他工事
B	3億円未満	5億円未満	3億円未満	5,000万円未満
C	1億円未満	1億円未満	1億円未満	2,500万円未満

別表第3（第5条）

## 1 工 事

契約の方法及び予定価格		業 者 数
(指名競争入札)		
1,000万円以上	3,000万円未満	8者以上
	1,000万円未満	6者以上
(随意契約)		
50万円以上	130万円以下	3者以上
10万円以上	50万円未満	2者以上
	10万円未満	1者以上

## 2 委 託

契約の方法及び予定価格		業 者 数
(指名競争入札)		
3,000万円以上		10者以上
1,000万円以上	3,000万円未満	7者以上
	1,000万円未満	5者以上
(随意契約)		
30万円以上	50万円以下	3者以上
10万円以上	30万円未満	2者以上
	10万円未満	1者以上

3 物 品

契約の方法及び予定価格	業 者 数
(随意契約)	
30万円以上	3者以上
10万円以上	2者以上
	1者以上